

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月9日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
【会社名】	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
【英訳名】	JVC KENWOOD Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO) 河原 春郎
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【電話番号】	045(444)5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者(CFO) 不破 久温
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【電話番号】	045(444)5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者(CFO) 不破 久温
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第2期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	98,578	88,749	398,663
経常利益又は経常損失() (百万円)	8,564	1,806	14,752
四半期(当期)純損失() (百万円)	9,543	418	27,795
純資産額(百万円)	65,484	41,549	46,819
総資産額(百万円)	320,825	251,415	274,751
1株当たり純資産額(円)	66.75	42.16	47.45
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	9.87	0.43	28.75
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額() (円)	-	-	-
自己資本比率(%)	20.1	16.2	16.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	748	3,076	21,453
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,805	4,897	3,158
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,915	5,621	27,120
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	44,117	43,578	43,408
従業員数(人)	19,311	18,472	18,446

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税等は含まれていません。

3. 第2期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第3期第1四半期連結累計(会計)期間及び第2期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社にも異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	18,472 (2,808)
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、当社及び当社の連結子会社から当社及び当社の連結子会社外への出向者を除き、当社及び当社の連結子会社外から当社及び当社の連結子会社への出向者を含む就業人員数です。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間における平均雇用人員(1日8時間換算)です。

3. 臨時従業員は、パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含み、派遣社員は除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,065
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
カーエレクトロニクス事業(百万円)	26,443	-
業務用システム事業(百万円)	15,454	-
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業(百万円)	25,169	-
エンタテインメント事業(百万円)	10,015	-
報告セグメント計(百万円)	77,083	-
その他(百万円)	1,479	-
合計(百万円)	78,562	-

(注) 金額は販売価格で計上しており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び当社の連結子会社)の製品のうち、カーエレクトロニクス事業・業務用システム事業・ホーム&モバイルエレクトロニクス事業・その他については原則として見込生産によっています。また、エンタテインメント事業の一部は受注生産によっていますが、これらは受注と同時に生産・引渡しを行うため受注高と販売高はほぼ同額です。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績の分析」に、セグメントごとに記載しています。なお、主要な販売先については、総販売実績に対する販売割合が100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

2【事業等のリスク】

当社グループにおいては、「第5 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、前連結会計年度末に引き続き、当四半期連結会計期間末現在においても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。当社グループは、当該状況を解消するべく、主要取引金融機関に対して継続的な支援を要請していくほか、企業基盤再構築アクションプラン及び中期経営計画に取り組んでいきますが、これらが想定どおりに進まない場合又は不十分な場合には、当社の継続企業の前提に重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

上記以外に、当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、平成22年6月21日付で、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、日本ビクター株式会社(以下「ビクター」)に対し7億760万円、当社に対し8億3,913万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされていましたが、ビクターについては、金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める答弁書を提出し、平成22年7月14日付で当該課徴金の納付を命じる決定がなされ、当該課徴金納付命令に従い、納付期限である平成22年9月15日までに当該課徴金を納付することとなりました。当社については、金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実を認める答弁書を提出しましたが、納付すべき課徴金の額について、新株予約権の行使価額の取扱いに関する法令解釈を求める準備書面を提出しており、審理を経て課徴金納付に関する当局の判断がなされることとなります。

上記以外に、前連結会計年度に係る有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりです。

技術受入契約

契約会社名	相手先	国名	技術受入契約の内容	契約期間
JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	SOCIETA' ITALIANA PER LO SVILUPPO DELL' ELETTRONICA, S.I.SV. EL., S.P.A.	イタリア	MPEGオーディオエンコーダー/デコーダー製品に関する特許実施権	平成21年1月から特許権満了日まで

(注) 対価として特許料を支払っています。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

これにともない、前第1四半期連結会計期間は、特許料収入と育成事業に係る損益を「その他」に含めていましたが、当第1四半期連結会計期間においては、特許料収入に係る損益は各事業に配賦し、育成事業に係る損益は「業務用システム事業」セグメントに含めて表示しています。この変更がセグメント別の業績に与える影響は軽微なため、以下の「（1）経営成績の分析」においては、当該事業区分の変更による影響金額と併せて、セグメントごとの前年同期比較を行っています。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

（1）経営成績の分析

（当第1四半期連結会計期間業績の状況）

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、世界的な経済危機に対する各国の積極的な景気対策の効果もあり、一部の国や地域では回復が見られましたが、欧州の金融不安が实体经济の一部に影響しはじめ、先行きに不透明感が広がりました。

こうした状況の下、当社グループにおける当第1四半期連結会計期間は、カーエレクトロニクス事業が前第4四半期連結会計期間に引き続き好調に推移したことに加え、その他の事業でも前連結会計年度に実施した事業構造改革の効果などにより損益改善が進んだことから、当社グループの損益は前年同期比で大幅に改善し、営業利益は前第4四半期連結会計期間に続いて2四半期連続で経営統合後の最高益を更新し、経常利益は経営統合後初めて黒字化しました。

* 売上高

カーエレクトロニクス事業は、業績が大きく改善した前第4四半期連結会計期間に引き続き、市販分野において新商品群の展開をはかり主要地域のマーケットシェアをさらに高めたことや、OEM分野においてディーラーオプション向け商品や車載機器用CD/DVDドライブメカニズムなどの販売が拡大したことから、前年同期の売上高を大きく上回りました。一方、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業は、欧州でのディスプレイ分野の絞り込みやカムコーダー分野の販売減少により、前年同期の売上高を大きく下回りました。このため、当第1四半期連結会計期間における、当社グループの売上高は、前年同期比で約98億円減（10.0%減収）の887億49百万円となりました。

この結果、当社グループが本年5月に策定した中期経営計画において志向する売上構成への転換が想定どおりに進み、カーエレクトロニクス事業が当社グループの最大売上の事業となりました。

* 営業利益

カーエレクトロニクス事業及び業務用システム事業のコミュニケーションズ分野は、前第4四半期連結会計期間に引き続き収益力が回復し、前年同期の赤字から黒字に転換しました。また、前連結会計年度に実施した事業構造改革アクションプランによって固定費の大幅削減が進み、ディスプレイ分野など不採算事業の損失が大幅に減少して、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、業務用システム事業のビジネス・ソリューション分野、エンタテインメント事業の損益がそれぞれ大きく改善しました。このため、当第1四半期連結会計期間における、当社グループの営業利益は、前年同期比で約93億円の改善となる23億85百万円となり、前第4四半期連結会計期間に続いて2四半期連続で経営統合後の最高益を更新しました。

* 経常利益

営業利益の大幅な改善に加え、為替差益（約11億円）の発生による営業外収支の改善により、当第1四半期連結会計期間における経常利益は、前年同期比で約104億円の改善となる18億6百万円となり、経営統合後初めて黒字化しました。

* 四半期純利益

当第1四半期連結会計期間は、ビクター本社の売却にともなう固定資産売却損（約18億円）の計上に加え、過年度決算の訂正に関連した課徴金に係る特別損失（約15億円）、資産除去債務に関する新会計基準の適用にともなう初年度特別損失の計上などにより、前年同期より約33億円多い合計約43億円の特別損失が発生しました。しかしながら、経常利益の大幅な改善に加え、ビクター本社の売却にともなう法人税等調整額の減少（約26億円）などにより、当第1四半期連結会計期間における四半期純損失は、前年同期比で約91億円の改善となる4億18百万円にとどまりました。

(当第1四半期連結会計期間のセグメントごとの売上高及び損益)

セグメントごとの売上高及び営業利益(は損失)は以下のとおりです。

(単位:百万円)

セグメント		当第1四半期 連結会計期間	(参考) 前第1四半期 連結会計期間	前年同期比
カーエレクトロニクス事業	売上高	28,962	24,827	+4,135
	営業利益	2,776	1,580	+4,356
業務用システム事業	売上高	20,343	19,993	+350
	営業利益	714	1,616	+902
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	売上高	27,141	39,343	12,202
	営業利益	288	3,841	+3,553
エンタテインメント事業	売上高	10,255	11,669	1,414
	営業利益	530	205	+735
その他	売上高	2,045	2,743	698
	営業利益	82	369	287
合計	売上高	88,749	98,578	9,829
	営業利益	2,385	6,873	+9,259
	経常利益	1,806	8,564	+10,370
	四半期純利益	418	9,543	+9,125

*カーエレクトロニクス事業

市販分野においては、統合によってコスト競争力が高まったカーオーディオ、カーナビゲーションシステムの2010年新商品群の拡販をはかり、アジアを中心とする新興国で販売が拡大したことに加え、欧米などの主要地域でマーケットシェアをさらに高めました。また、国内では統合開発によるフラッシュメモリタイプのカーナビゲーションシステムが販売に大きく貢献しました。

OEM分野では、自動車販売の回復を受けて、高級車から低燃費車まで幅広い層でディーラーオプション向けのカーナビゲーションシステムの販売が拡大したことに加え、受注が大きく伸びている車載機器用CD/DVDドライブメカニズムの出荷台数もさらに増加しました。

以上により、市販分野、OEM分野のそれぞれで、前年同期に比べて売上高が大きく伸長し、営業利益は前第4四半期連結会計期間に引き続き高い収益力を持続したことから、当第1四半期連結会計期間における事業全体の売上高は前年同期比で約41億円の大幅増(16.7%増収)となる289億62百万円、営業利益は同約44億円の大幅改善(うち約1億円は事業区分の変更によるもの)となり、27億76百万円の黒字に転換しました。

*業務用システム事業

業務用無線機器分野は、最大市場である米国の公共安全向け投資予算が回復しはじめ、公共安全向けの受注が回復傾向に転じたことに加え、米国の鉄道関係をはじめとする民間需要が前第4四半期連結会計期間に引き続き活発で、独自開発によるデジタル無線機の販売が大きく拡大したほか、欧州やアジアなどでも販売が拡大したことから、前年同期に比べて売上高が回復し、営業利益も黒字を堅持しました。

ビジネス・ソリューション分野は、国内・海外ともに需要低迷が続きましたが、クリエイション、プロオーディオ、プリンターを中心に販売が回復傾向に転じたことから、前年同期並みの売上高となり、前連結会計年度に実施した事業構造改革の効果によって営業損失は大幅に減少しました。

以上により、当第1四半期連結会計期間における事業全体の売上高は前年同期比で約3億円増(1.8%増収)の203億43百万円、営業損失は同約9億円の改善(事業区分の変更によるものは1億円未満)となる7億14百万円にとどまりました。

*ホーム&モバイルエレクトロニクス事業

ディスプレイ分野は、前連結会計年度に実施した欧州での商品・販売チャネルの絞り込み、メキシコ工場の生産終息やタイ工場の合理化をはじめとする事業構造改革による固定費削減や損失処理などにより、前年同期に比べて売上高は大幅に縮小したものの、営業損失は大幅に減少しました。

カムコーダー分野は、海外での販売が低調に終わりましたが、国内では競争力の高い2010年新商品群の販売がフルハイビジョンタイプを中心に堅調に推移したことに加え、前連結会計年度に実施したマレーシア工場の合理化、原価低減をはじめとする事業構造改革の効果により、前年同期に比べて売上高は縮小したものの、営業損失は大幅に減少しました。

また、ヘッドホンやイヤホンなどのAVアクセサリ分野は前年同期に比べて売上高、営業利益とも伸長し、ホームオーディオ分野は一部商品の絞り込みの影響から前年同期に比べて売上高は縮小したものの、損益改善が進みました。

以上により、当第1四半期連結会計期間における事業全体の売上高は前年同期比で約122億円減（31.0%減収）となる271億41百万円となりましたが、営業損失は同約36億円の大改善（うち約4億円は事業区分の変更によるもの）となる2億88百万円にとどまりました。

* エンタテインメント事業

受託ビジネスは受注が伸び悩みましたが、ソフトビジネスは音楽関連の新譜にヒット作品を輩出したことに加え、旧譜の販売も好調に推移し、アニメ関連も旧譜や映像作品が好調に推移しました。また、プレスビジネスもCDやブルーレイディスクを中心に堅調に推移しました。

以上により、当第1四半期連結会計期間における事業全体の売上高は前年同期比で約14億円減（12.1%減収）の102億55百万円となりましたが、営業利益は同約7億円の大改善（うち約2億円は事業区分の変更によるもの）となり、5億30百万円の黒字に転換しました。

（2）財政状態の分析

（当第1四半期連結会計期間の資産、負債及び純資産に関する分析）

* 資産

総資産は、売上債権など流動資産が約113億円減少したことに加え、ピクター本社など有形固定資産の売却による資産の圧縮などにより、前連結会計年度末比で約233億円減の2,514億15百万円となりました。

* 負債

有利子負債（借入金と社債の合計）は、有形固定資産の売却などによる資金で金融機関からの借入金を返済したことなどにより、前連結会計年度末比で約68億円減の1,015億52百万円となり、負債合計は前連結会計年度末比で約181億円減の2,098億66百万円となりました。

また、ネットデット（有利子負債から現金及び預金を控除した額）は、前連結会計年度末比で約69億円減の579億27百万円となりました。

* 純資産

株主資本合計は、当第1四半期連結会計期間において当期純損失を計上したものの、連結範囲の変更による剰余金の増加により、前連結会計年度末比で約6億円増の631億83百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に対して、米ドル・ユーロなどの主要通貨が円高になったことにより為替換算調整勘定が減少したことから、前期末比で約53億円減の415億49百万円となり、自己資本比率も前連結会計年度末から若干減少し、16.2%となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

（当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析）

* 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において営業活動により増加した資金は30億76百万円となり、前第1四半期連結会計期間に対して23億27百万円収入が増加しました。主な収入増加の要因は、税金等調整前四半期純損失の減少70億77百万円、未払費用の増加23億80百万円などによるものです。一方で主な収入減少の要因は、たな卸資産の増加69億62百万円などによるものです。

* 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において投資活動により増加した資金は48億97百万円となり、前第1四半期連結会計期間に対して77億2百万円収入が増加しました。主な収入増加の要因は、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出減少13億40百万円、ピクター本社などの有形固定資産の売却による収入増加60億30百万円などによるものです。

* 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において財務活動により支出した資金は56億21百万円となり、前第1四半期連結会計期間に対して12億94百万円支出が減少しました。主な支出減少の要因は、短期借入金の返済による支出減少39億43百万円、社債償還による支出減少29億55百万円などによるものです。一方で主な支出増加の要因として長期借入金の返済による支出増加52億87百万円などがありました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物については、435億78百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、平成20年10月1日の経営統合以降、統合効果の早期実現に取り組みながら、経営環境の悪化に対処するため、各種構造改革を推進し、前連結会計年度末までに主な施策を終了しました。

当連結会計年度は、前連結会計年度に実施した事業構造改革アクションプランの効果を発現させながら、新たな成長を遂げるための企業基盤の再構築に取り組むとともに、その企業基盤をベースとして、企業価値の拡大を目指す中期経営計画への取り組みを推進しています。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等についての対応策

当社グループにおいては、「第5 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」及び「2 事業等のリスク」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間末現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消するべく、「第5 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、取引金融機関の継続的な支援をいただくほか、前連結会計年度に実施した事業構造改革アクションプランに引き続き、新たな成長を遂げるための企業基盤の再構築に向けたアクションプラン及び中期経営計画に取り組んでいきます。

企業基盤再構築アクションプラン及び中期経営計画の詳細につきましては、第2期有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 対処すべき課題 2. 企業基盤再構築アクションプラン及び中期経営計画」をご参照ください。

(6) 研究開発活動

当社グループの当第1四半期連結会計期間における研究開発費の総額は、64億70百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、子会社が主要な設備の譲渡を行いました。内容は以下のとおりです。

・日本ビクター(株)

事業所名(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
					面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
本社・横浜工場 (横浜市神奈川区)	ホーム&モバイルエ レクトロニクス事業、 その他	事務所・商品開 発設備他	953	-	39	6,300	-	7,253	-

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

(注) 平成22年6月24日開催の第2回定時株主総会決議により、株式併合の効力発生日である平成22年8月1日付で、発行可能株式総数は3,600,000,000株減少し400,000,000株となりました。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,090,002,015	109,000,201	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	1,090,002,015	109,000,201	-	-

(注) 平成22年6月24日開催の第2回定時株主総会決議により、平成22年8月1日を効力発生日として、10株を1株にする株式併合を実施し、発行済株式総数は981,001,814株減少し109,000,201株となりました。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しています。

第1回乃至第8回新株予約権(平成21年7月10日取締役会決議)

第1回乃至第8回新株予約権(以下、各回新株予約権を個別に「本新株予約権」といい、第1回乃至第8回新株予約権を総称して又は個別に「本件新株予約権」という。)は、会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき全て同一の内容であり、共通する事項は以下のとおりです。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、500,000株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	<p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初116円（（注）6）とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日（本項第(2)号に定義する。以下同じ。）の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下同じ。）（当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。）が、29円（ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正開始日（本項第(2)号に定義する。以下同じ。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、（ ）当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、（ ）本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間（以下に定義する。）の最終日の翌銀行営業日（以下「修正開始日」という。）以後、行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の3取引日後の日（当日を含む。）に始まる終値のある3連続取引日（以下「修正後行使価額算定期間」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の（ ）乃至（ ）の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>（ ）東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>（ ）当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）又は下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず。）。</p> <p>（ ）東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配又は売り特別気配のまま終了した取引日。</p> <p>（ ）東証における指数先物取引又は指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。</p> <p>また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及び修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。</p>

第1四半期会計期間末現在
(平成22年6月30日)

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

	<p style="text-align: center;">第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)</p>
	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る対価になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記（注）9(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p>

	<p style="text-align: center;">第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)</p>
	<p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき、当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき、</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使期間	平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日(以下「行使期限」という。)までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日又は当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額(ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い修正又は調整された場合、修正又は調整後の行使価額とする。)に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2. 本新株予約権の特質は以下のとおりです。

本新株予約権の行使による資金調達額は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、本新株予約権の修正後行使価額算定期間(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落して修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(116円)を下回った場合には、資金調達額は減少します。

本新株予約権の行使価額の修正基準は、行使価額修正の決定(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。)を行った日の3取引日後からの3連続取引日の東証における当社普通株式の終値の平均値×92%となります(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。修正頻度は、1回号につき1回限りとなります(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。行使価額等の下限等

() 行使価額等の下限

本新株予約権の行使価額の修正については、行使価額修正の決定を行う日の前営業日の東証終値が29円を上回ることが条件とされており、かかる限度で行使価額の下修正が制限されるため、行使価額の下限は定められておりません(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号及び第(2)号を参照)。

() 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式数の上限は1回号あたり20,000,000株であり、第1回乃至第8回新株予約権合計で、160,000,000株となります(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項を参照)。

() 資金調達額等の下限

本新株予約権は、前記「() 行使価額等の下限」に記載のとおり、行使価額の下限が定められていないため、資金調達額等の下限は定められておりません。なお、本新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります(なお、当社が行使価額修正の決定を行った場合の新株予約権者の行使義務に関する取決めについて(注)3(1)、(2)を参照)。

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております(注)7(1)を参照)。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
当社は、本新株予約権の所有者である野村證券株式会社（以下「割当先」という。）との間で、以下について合意しております。
- (1) 割当先は、行使価額修正の決定（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回号に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回号の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、東証における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回号の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の（ ）乃至（ ）の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
- () 東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。
() 当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）又は下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社の普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）。
() 東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配又は売り特別気配のまま終了した取引日。
() 東証における指数先物取引又は指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- (2) 前(1)にかかわらず、割当先は、以下に定める場合は、前(1)に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。
- 当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回号の前の回号の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回号の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回号の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権がない場合、又は、割当先が同意した場合はこの限りではない。）
行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりにより行使期限が平成23年7月27日を経過した場合
災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使又は本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合
4. 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
当社は、割当先との間で、以下について合意しております。
割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
当社は、割当先との間で、以下について合意しております。
- (1) 割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
(2) 割当先は、前(1)の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して(注)3及び前(1)に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。
6. 本新株予約権の当初の行使価額（116円）は、本新株予約権の発行決議日（平成21年7月10日）の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。
7. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 前(1)又は(2)により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。

8. 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

9. 新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。

(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

10. 単元株式数の定め廃止等にもなう取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

11. 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額等の調整について

当社は、平成22年6月24日開催の第2回定時株主総会において、普通株式10株を1株にする株式併合を決議し、平成22年8月1日に株式併合を実施いたしました。これにともない、上記第1回乃至第8回新株予約権の目的である株式の数および行使価額等は、第1回乃至第8回新株予約権の要項の定めにしたがい、平成22年8月1日以降、下記のとおり調整されております。

（下線は変更部分を示します。）

	調整前	調整後
新株予約権の目的である株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、 <u>500,000株</u> とする。）。	本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式2,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、 <u>50,000株</u> とする。）。
行使価額	<u>116円</u>	<u>1,160円</u>
行使価額の修正条項	行使価額修正決議日の前銀行営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）（当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。）が、29円（ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正開始日以降、本新株予約権の新株予約権要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。	行使価額修正決議日の前銀行営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）（当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。）が、 <u>290円</u> （ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正開始日以降、本新株予約権の新株予約権要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。
取得条項	当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円（ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。	当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、 <u>290円</u> （ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 当社は、「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行していますが、発行後、四半期報告書提出日まで権利行使されていません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	1,090,002	-	10,000	-	10,000

(注) 平成22年6月24日開催の第2回定時株主総会決議により、平成22年8月1日を効力発生日として、10株を1株にする株式併合を実施し、発行済株式総数は981,001,814株減少し109,000,201株となりました。

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 123,121,600	-	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 966,533,300	9,665,333	同上
単元未満株式	普通株式 347,115	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,090,002,015	-	-
総株主の議決権	-	9,665,333	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,100株(議決権の数41個)含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の株式が12株含まれています。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) JVC・ケンウッド・ ホールディングス株式会 社	神奈川県横浜市神奈 川区守屋町三丁目12 番地	123,121,600	-	123,121,600	11.30
計	-	123,121,600	-	123,121,600	11.30

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	64	50	47
最低(円)	40	35	34

(注)最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりです。

- (1) 新任役員
該当事項はありません。

- (2) 退任役員
該当事項はありません。

- (3) 役職の異動
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

(2) 前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づいて平成22年3月12日に提出した訂正報告書に基づき記載しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

なお、当社は、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、第2期第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2期第1四半期結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)の四半期報告書の訂正報告書を提出していますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、改めて四半期レビュー報告書を受領しています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 43,625	3 43,502
受取手形及び売掛金	3 54,016	3 62,720
商品及び製品	3 30,709	3 31,051
仕掛品	3,897	4,121
原材料及び貯蔵品	9,858	9,588
その他	3 13,061	3 15,923
貸倒引当金	3,397	3,847
流動資産合計	151,772	163,058
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3 17,605	3 19,885
機械装置及び運搬具(純額)	3 4,318	3 4,493
工具、器具及び備品(純額)	3 6,413	3 7,140
土地	3 40,549	3 47,362
建設仮勘定	694	1,093
有形固定資産合計	1 69,581	1 79,975
無形固定資産		
のれん	5,184	5,278
ソフトウェア	3 8,371	3 9,110
その他	3,077	3,258
無形固定資産合計	16,634	17,647
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3 4,515	2, 3 4,822
その他	3 9,308	3 9,548
貸倒引当金	728	690
投資その他の資産合計	13,094	13,680
固定資産合計	99,310	111,303
繰延資産	331	389
資産合計	251,415	274,751

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,294	31,371
短期借入金	5 80,615	3, 5 85,286
未払費用	31,830	36,383
未払法人税等	1,719	2,406
製品保証引当金	2,709	3,049
返品調整引当金	1,448	1,541
その他	2 14,143	2 15,974
流動負債合計	162,761	176,013
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	5 937	3, 5 3,020
退職給付引当金	15,655	16,273
資産除去債務	790	-
その他	9,721	12,625
固定負債合計	47,104	51,919
負債合計	209,866	227,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	111,143	111,143
利益剰余金	37,698	38,301
自己株式	20,261	20,261
株主資本合計	63,183	62,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	125	256
繰延ヘッジ損益	174	385
土地再評価差額金	2,954	2,954
為替換算調整勘定	25,674	20,295
評価・換算差額等合計	22,419	16,699
新株予約権	20	20
少数株主持分	764	917
純資産合計	41,549	46,819
負債純資産合計	251,415	274,751

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	98,578	88,749
売上原価	73,933	60,889
売上総利益	24,644	27,859
販売費及び一般管理費	1 31,518	1 25,473
営業利益又は営業損失()	6,873	2,385
営業外収益		
受取利息	51	70
受取配当金	197	117
為替差益	-	1,109
その他	331	594
営業外収益合計	580	1,893
営業外費用		
支払利息	784	754
売上割引	153	90
為替差損	122	-
その他	1,210	1,627
営業外費用合計	2,270	2,472
経常利益又は経常損失()	8,564	1,806
特別利益		
固定資産売却益	45	463
退職給付引当金戻入額	321	-
その他	72	5
特別利益合計	440	469
特別損失		
固定資産除却損	14	8
固定資産売却損	63	1,836
関係会社整理損	261	88
事業構造改革費用	210	22
雇用構造改革費用	107	3
過年度租税公課	289	-
課徴金	-	1,546
その他	72	834
特別損失合計	1,018	4,340
税金等調整前四半期純損失()	9,142	2,064
法人税、住民税及び事業税	379	938
法人税等調整額	35	2,581
法人税等合計	415	1,643
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	421
少数株主損失()	14	3
四半期純損失()	9,543	418

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	9,142	2,064
減価償却費	4,905	3,829
のれん償却額	82	81
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,375	194
貸倒引当金の増減額(は減少)	106	68
受取利息及び受取配当金	249	188
支払利息	784	754
固定資産除却損	14	8
固定資産売却損益(は益)	17	1,372
売上債権の増減額(は増加)	9,059	5,497
たな卸資産の増減額(は増加)	5,352	1,610
仕入債務の増減額(は減少)	689	306
構造改革引当金の増減額(は減少)	532	-
未払費用の増減額(は減少)	5,816	3,435
その他	1,908	611
小計	1,987	4,900
利息及び配当金の受取額	249	188
利息の支払額	478	608
法人税等の支払額	1,009	1,404
営業活動によるキャッシュ・フロー	748	3,076
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,927	994
有形固定資産の売却による収入	284	6,315
無形固定資産の取得による支出	1,101	694
その他	60	271
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,805	4,897
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,043	99
長期借入金の返済による支出	-	5,287
社債の償還による支出	2,955	-
その他	82	233
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,915	5,621
現金及び現金同等物に係る換算差額	626	2,574
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,345	222
現金及び現金同等物の期首残高	52,393	43,408
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	69	392
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 44,117	1 43,578

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

当社グループは、海外売上比率が高いことから、米国に端を発した金融不安の世界的な実体経済への影響や急激な円高を主要因として、民生用機器や産業用機器において大幅な減収となったことなどにより、平成21年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上しています。当社グループのうち、ピクチャー及びその子会社では、平成17年3月期より前連結会計年度まで継続して連結当期純損失を計上しています。また、当社グループにおいては、運転資金を含めた資金調達は短期借入金を主体に行っています。これらの状況により、当社グループにおいては当第1四半期連結会計期間末現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

このような状況下、当社グループは、これまでの構造改革に引き続き、全事業の黒字化と当連結会計年度の経常利益黒字化に向けて、不採算事業の改革、グローバル運営体制の再構築（本社売却・生産体制再編・人員体制見直しなど）を骨子としたアクションプランと収益基盤を再構築する中期計画を平成22年5月に策定し、進めているところです。当第1四半期連結会計期間は、各事業において損益改善となり、その結果、2,385百万円の営業利益、1,806百万円の経常利益を計上しましたが、引き続き業績及び財務状況の早期回復を目指していきます。また、資金調達については、主要取引金融機関に対して継続的な支援を要請していきます。

現在、これらの対応策を進めている途上であり、当第1四半期連結会計期間の業績において改善効果を確認しておりますが、アクションプランと中期計画の達成は、今後の消費需要や経済環境の動向に左右されること、資金調達についても、当連結会計年度内に予定される借入金の借り換えについて金融機関と交渉中であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったビクターロジスティクス㈱を会社分割し、ビクターロジスティクス不動産㈱を新設するとともに、ビクターロジスティクス㈱の全発行済株式を譲渡しました。これにより、当第1四半期連結会計期間より、新設されたビクターロジスティクス不動産㈱を連結の範囲に含め、ビクターロジスティクス㈱を連結の範囲から除外しました。</p> <p>また、当社の非連結子会社であった㈱ビデオテック、ビクターテクノブレン㈱、北京傑偉世視音頻設備有限公司、JVC PURCHASING CENTER (HK), LTD.の4社は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 115社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。</p> <p>これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は19百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は773百万円増加しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は781百万円です。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しています。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の連結子会社の貸倒実績率等は、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、連結子会社の前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。</p>
2. たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、連結子会社の前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっています。</p>
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっています。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>法人税等の計上については、主に当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の法人税等の負担率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該負担率を乗じて計算する方法を採用しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																														
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 212,796 百万円</p> <p>2 株券等賃借取引 投資有価証券には貸付有価証券1,038百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として894百万円計上しています。</p> <p>3 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">334 百万円</td></tr> <tr><td>受取手形及び売掛金</td><td style="text-align: right;">4,982</td></tr> <tr><td>商品及び製品</td><td style="text-align: right;">3,158</td></tr> <tr><td>その他流動資産</td><td style="text-align: right;">11,183</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">7,146</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">175</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">18,751</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他投資</td><td style="text-align: right;">106</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45,859</td></tr> </table> <p>4 偶発債務 債務保証契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">845</td> <td>住宅資金借入金等</td> </tr> <tr> <td>JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td>リースによる債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,045</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>受取手形の流動化を実施しています。この手形流動化にともなう遡及義務は554百万円です。</p> <p>5 財務制限条項 当社の子会社であるピクター及び株式会社ケンウッド(以下「ケンウッド」)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とローン契約等を締結しており、それぞれについて財務制限条項が付されています。契約及び財務制限条項の内容は以下のとおりです。</p>	現金及び預金	334 百万円	受取手形及び売掛金	4,982	商品及び製品	3,158	その他流動資産	11,183	建物及び構築物	7,146	機械装置及び運搬具	175	工具、器具及び備品	8	土地	18,751	ソフトウェア	12	投資有価証券	0	その他投資	106	合計	45,859	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	845	住宅資金借入金等	JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	200	リースによる債務	計	1,045	-	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 222,579 百万円</p> <p>2 株券等賃借取引 投資有価証券には貸付有価証券1,087百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として836百万円計上しています。</p> <p>3 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">1,027 百万円</td></tr> <tr><td>受取手形及び売掛金</td><td style="text-align: right;">4,876</td></tr> <tr><td>商品及び製品</td><td style="text-align: right;">3,295</td></tr> <tr><td>その他流動資産</td><td style="text-align: right;">11,884</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">8,229</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">192</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">25,063</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他投資</td><td style="text-align: right;">109</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54,705</td></tr> </table> <p>上記物件について、短期借入金28,380百万円、長期借入金2,645百万円の担保に供しております。</p> <p>4 偶発債務 債務保証契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">936</td> <td>住宅資金借入金等</td> </tr> <tr> <td>JVC Europe Limited</td> <td style="text-align: center;">1,869</td> <td>賃借保証による債務</td> </tr> <tr> <td>JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH</td> <td style="text-align: center;">264</td> <td>リースによる債務</td> </tr> <tr> <td>傑偉世貿易(上海) 有限公司</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td>借入による債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3,145</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>受取手形の流動化を実施しています。この手形流動化にともなう遡及義務は400百万円です。</p> <p>5 財務制限条項 当社の子会社であるピクター及びケンウッドは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とローン契約等を締結しており、それぞれについて財務制限条項が付されています。契約及び財務制限条項の内容は以下のとおりです。</p>	現金及び預金	1,027 百万円	受取手形及び売掛金	4,876	商品及び製品	3,295	その他流動資産	11,884	建物及び構築物	8,229	機械装置及び運搬具	192	工具、器具及び備品	11	土地	25,063	ソフトウェア	14	投資有価証券	0	その他投資	109	合計	54,705	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	936	住宅資金借入金等	JVC Europe Limited	1,869	賃借保証による債務	JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	264	リースによる債務	傑偉世貿易(上海) 有限公司	75	借入による債務	計	3,145	-
現金及び預金	334 百万円																																																																														
受取手形及び売掛金	4,982																																																																														
商品及び製品	3,158																																																																														
その他流動資産	11,183																																																																														
建物及び構築物	7,146																																																																														
機械装置及び運搬具	175																																																																														
工具、器具及び備品	8																																																																														
土地	18,751																																																																														
ソフトウェア	12																																																																														
投資有価証券	0																																																																														
その他投資	106																																																																														
合計	45,859																																																																														
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																													
従業員	845	住宅資金借入金等																																																																													
JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	200	リースによる債務																																																																													
計	1,045	-																																																																													
現金及び預金	1,027 百万円																																																																														
受取手形及び売掛金	4,876																																																																														
商品及び製品	3,295																																																																														
その他流動資産	11,884																																																																														
建物及び構築物	8,229																																																																														
機械装置及び運搬具	192																																																																														
工具、器具及び備品	11																																																																														
土地	25,063																																																																														
ソフトウェア	14																																																																														
投資有価証券	0																																																																														
その他投資	109																																																																														
合計	54,705																																																																														
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																													
従業員	936	住宅資金借入金等																																																																													
JVC Europe Limited	1,869	賃借保証による債務																																																																													
JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	264	リースによる債務																																																																													
傑偉世貿易(上海) 有限公司	75	借入による債務																																																																													
計	3,145	-																																																																													

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)								
<p>シンジケートローンによるコミットメントライン契約 (ビクター) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="209 297 743 383"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>20,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>20,000</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	20,000 百万円	借入実行残高	20,000	<p>シンジケートローンによるコミットメントライン契約 (ビクター) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="863 297 1398 383"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>20,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>20,000</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	20,000 百万円	借入実行残高	20,000
コミットメントラインの総額	20,000 百万円								
借入実行残高	20,000								
コミットメントラインの総額	20,000 百万円								
借入実行残高	20,000								
<p>未実行残高 -</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月決算期に係る第1四半期会計期間の末日において、ビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額)を520億円以上に維持すること。 	<p>未実行残高 -</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月決算期の末日におけるビクターの連結株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額)を560億円以上に維持すること。 								
<p>シンジケートローン契約(ビクター) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="209 801 743 853"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,759 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	1,759 百万円	<p>シンジケートローン契約(ビクター) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="863 801 1398 853"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>6,430 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	6,430 百万円				
借入実行残高	1,759 百万円								
借入実行残高	6,430 百万円								
<p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月期以降、決算期末日におけるビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額(資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式の合計金額をいう。)を平成22年3月期末日のビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 平成22年3月期以降、決算期末におけるビクターの連結損益計算書の営業損益を2期連続して損失としないこと。 	<p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月期以降、決算期末日におけるビクターの連結株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式をいう。)を760億円以上に維持すること。 平成22年3月期以降、決算期末におけるビクターの連結損益計算書の営業損益を2期連続して損失としないこと。 <p>平成22年3月期において上記財務制限条項に抵触していますが、貸付人より当該条項抵触を原因とする期限の利益喪失への請求権の放棄の合意を取り付けています。</p>								
<p>シンジケートローン契約(ビクター) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="209 1496 743 1547"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,275 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	1,275 百万円	<p>シンジケートローン契約(ビクター) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="863 1496 1398 1547"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,275 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	1,275 百万円				
借入実行残高	1,275 百万円								
借入実行残高	1,275 百万円								
<p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成21年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 ビクターの連結損益計算書上の営業損益につき(ただし、中間期は含まない。)損失を計上しないこと。 	<p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成21年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 ビクターの連結損益計算書上の営業損益につき(ただし、中間期は含まない。)損失を計上しないこと。 								

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、上記の財務制限条項は、平成22年7月の変更覚書締結により、下記のとおり変更されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビクターの連結貸借対照表における連結株主資本の金額を447億円以上に維持すること。 ・ビクターの連結損益計算書上の営業損益につき(ただし、中間期は含まない。)損失を計上しないこと。 ・平成22年7月末日以降の毎月月末時点におけるビクター並びにその子会社及び関連会社の現預金残高の合計額に、ビクター並びにその子会社及び関連会社を借主とするコミットメントライン契約(本覚書締結日以降契約されたものを含む。また名称の如何を問わず、当該契約における貸付人に貸付義務が発生している契約を含む。)における未使用貸付極度額の総額を加えた金額を150億円以上に維持すること。 <p>ターム・ローン契約(ビクター)</p> <p>当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">借入実行残高 1,360 百万円</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビクターの各事業年度及び各中間期の末日における連結の貸借対照表における連結株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額)を760億円以上に維持すること。 ・ビクターの各事業年度末日における連結の損益計算書上の営業損益が2期連続して損失とならないこと。 ・毎月月末時点におけるビクター及びその子会社並びに関連会社の現預金残高の合計額に、ビクター及びその子会社並びに関連会社が設定済(契約締結日以降設定されたものを含む。)のコミットメントライン(名称の如何を問わず、与信が確約されているものを含む。)の未使用残高を加えた額を150億円以上に維持すること。 <p>なお、上記の財務制限条項は、平成22年7月の変更契約締結により、下記のとおり変更されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビクターの各事業年度及び各中間期の末日における連結の貸借対照表における連結株主資本(資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金の合計金額)を平成22年3月期における連結株主資本(596億円)の75%以上に維持すること。 ・ビクターの各事業年度末日における連結の損益計算書上の営業損益が2期連続して損失とならないこと。 ・毎月月末時点におけるビクター及びその子会社並びに関連会社の現預金残高の合計額に、ビクター及びその子会社並びに関連会社が設定済(契約締結日以降設定されたものを含む。)のコミットメントライン(名称の如何を問わず、与信が確約されているものを含む。)の未使用残高を加えた額を150億円以上に維持すること。 	<p>平成22年3月期において上記財務制限条項に抵触していますが、貸付人より当該条項抵触を原因とする期限の利益喪失への請求権の放棄の合意を取り付けています。</p> <p>ターム・ローン契約(ビクター)</p> <p>当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">借入実行残高 1,790 百万円</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビクターの各事業年度及び各中間期の末日における連結の貸借対照表における連結株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額)を760億円以上に維持すること。 ・ビクターの各事業年度末日における連結の損益計算書上の営業損益が2期連続して損失とならないこと。 ・毎月月末時点におけるビクター及びその子会社並びに関連会社の現預金残高の合計額に、ビクター及びその子会社並びに関連会社が設定済(契約締結日以降設定されたものを含む。)のコミットメントライン(名称の如何を問わず、与信が確約されているものを含む。)の未使用残高を加えた額を150億円以上に維持すること。 <p>平成22年3月期において上記財務制限条項に抵触していますが、貸付人より当該条項抵触を原因とする期限の利益喪失への請求権の放棄の合意を取り付けています。</p>

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)								
<p>リボルピング・ローン契約 (JVC Americas Corp.) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>リボルピング・ローン契約の借入枠</td> <td style="text-align: right;">49.9 百万米ドル</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">25.0</td> </tr> </table>	リボルピング・ローン契約の借入枠	49.9 百万米ドル	借入実行残高	25.0	<p>リボルピング・ローン契約 (JVC Americas Corp.) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>リボルピング・ローン契約の借入枠</td> <td style="text-align: right;">33.8 百万米ドル</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">10.0</td> </tr> </table>	リボルピング・ローン契約の借入枠	33.8 百万米ドル	借入実行残高	10.0
リボルピング・ローン契約の借入枠	49.9 百万米ドル								
借入実行残高	25.0								
リボルピング・ローン契約の借入枠	33.8 百万米ドル								
借入実行残高	10.0								
<p>未実行残高 24.9</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p>	<p>未実行残高 23.8</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ・借入人であるJVC Americas Corp.のFixed Charge Coverage Ratioを1.0以上に維持すること。 Fixed Charge Coverage Ratio = (EBITDA - 納税額 - 設備投資額) / (元利金支払額 + 配当支払額) <p>リボルピング・ローン契約 (ケンウッド) 当第1四半期連結会計期間末における借入未実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>リボルピング・ローン契約の借入枠</td> <td style="text-align: right;">17,500 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">17,500</td> </tr> </table>	リボルピング・ローン契約の借入枠	17,500 百万円	借入実行残高	17,500	<ul style="list-style-type: none"> ・借入人であるJVC Americas Corp.のFixed Charge Coverage Ratioを1.0以上に維持すること。 Fixed Charge Coverage Ratio = (EBITDA - 納税額 - 設備投資額) / (元利金支払額 + 配当支払額) <p>リボルピング・ローン契約 (ケンウッド) 当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>リボルピング・ローン契約の借入枠</td> <td style="text-align: right;">17,500 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">17,500</td> </tr> </table>	リボルピング・ローン契約の借入枠	17,500 百万円	借入実行残高	17,500
リボルピング・ローン契約の借入枠	17,500 百万円								
借入実行残高	17,500								
リボルピング・ローン契約の借入枠	17,500 百万円								
借入実行残高	17,500								
<p>未実行残高 -</p> <p>ターム・ローン契約 (ケンウッド) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,773 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	2,773 百万円	<p>未実行残高 -</p> <p>ターム・ローン契約 (ケンウッド) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,773 百万円</td> </tr> </table>	借入実行残高	2,773 百万円				
借入実行残高	2,773 百万円								
借入実行残高	2,773 百万円								
<p>ターム・ローン契約 (ケンウッド) 当第1四半期連結会計期間末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">15,500 百万円</td> </tr> </table> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p>	借入実行残高	15,500 百万円	<p>ターム・ローン契約 (ケンウッド) 当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">15,500 百万円</td> </tr> </table> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。</p>	借入実行残高	15,500 百万円				
借入実行残高	15,500 百万円								
借入実行残高	15,500 百万円								
<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの連結の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの単体の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの連結の貸借対照表上の有利子負債の合計金額を800億円以下に維持すること。 ・平成22年3月期におけるケンウッドの連結の損益計算書に示される営業損益の額から、平成22年3月期第2四半期における連結の損益計算書に示される営業損益の額を減算した金額 (営業損失の場合は損失額を減算する。) をゼロ未満としないこと。 ・当社について各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの連結の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの単体の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 ・各年度の決算期の末日におけるケンウッドの連結の貸借対照表上の有利子負債の合計金額を800億円以下に維持すること。 ・平成22年3月期におけるケンウッドの連結の損益計算書に示される営業損益の額から、平成22年3月期第2四半期における連結の損益計算書に示される営業損益の額を減算した金額 (営業損失の場合は損失額を減算する。) をゼロ未満としないこと。 ・当社について各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における株主資本の金額を前年同期比75%以上に維持すること。 <p>平成22年3月期において上記財務制限条項に抵触していますが、貸付人より期限の利益喪失への請求権の放棄の合意を取り付けています。また、リボルピング・ローン契約に関しては、主な取引金融機関より貸付前提条件充足に関する合意を取り付けており、一部金融機関についても合意に向けて協議をしております。</p>								

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりです。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりです。
宣伝販促費 5,517百万円	宣伝販促費 3,492百万円
貸倒引当金繰入額 203	貸倒引当金繰入額 54
人件費 15,316	人件費 13,161
	製品保証引当金繰入額 865

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 44,144 百万円	現金及び預金勘定 43,625 百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 27 百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 47 百万円
現金及び現金同等物 44,117 百万円	現金及び現金同等物 43,578 百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,090,002千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 123,122千株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

160,000千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

20百万円(親会社20百万円、連結子会社-百万円)

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額に、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	カーエレクトロニクス事業 (百万円)	ホーム&モバイルエレクトロニクス事業 (百万円)	業務用システム事業 (百万円)	エンタテインメント事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	24,827	39,343	19,993	11,669	2,743	98,578		98,578
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,121	746			13	1,880	(1,880)	
計	25,949	40,089	19,993	11,669	2,756	100,458	(1,880)	98,578
営業利益又は営業損失()	1,580	3,841	1,616	205	369	6,873		6,873

(注) 1. 事業区分は、当社グループの社内管理区分を基に製品、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しています。

(事業区分の変更)

当社の子会社であるピクチャーにおいて、特許料収入を原資として、成長の初期段階と位置づけられる新規事業の運営を行う「育成事業部」が新設されたこととともない、従来は「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」の売上高に含めていた特許料収入及び「ホーム&モバイルエレクトロニクス」と「業務用システム事業」に含めていた育成事業に係る製造費用、研究開発費等を当第1四半期連結会計期間より、新たな事業区分「育成事業」として独立させました。これは、「育成事業」における経営資源の投入状況と成長の進捗を把握すること及び各事業区分の製造・販売活動による経営成績をより実態に合わせて開示するために行ったものです。なお、同事業区分の売上高及び営業利益は全セグメントに占める割合が低いことから、「その他の事業」に含めて表示しています。

また、従来「その他の事業」に含めていた「光ピックアップ事業」は、生産部門を「カーエレクトロニクス事業」における生産、物流、調達等の最適化を目的として同事業区分へ統合し、販売部門を「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」における光学系製品の販売機能拡充を目的として同事業区分へ統合する組織変更を実施したこととともない、当第1四半期連結会計期間より、外部顧客に対する売上高及び営業費用を「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」に、セグメント間の内部売上高及び営業費用を「カーエレクトロニクス事業」に含めることとしました。

従来の事業区分によった場合の、当第1四半期連結累計期間の「事業の種類別セグメント情報」は以下のとおりです。

	カーエレクトロニクス事業 (百万円)	ホーム&モバイルエレクトロニクス事業 (百万円)	業務用システム事業 (百万円)	エンタテインメント事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	24,827	39,870	19,993	11,669	2,215	98,578		98,578
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	256	746			13	1,015	(1,015)	
計	25,084	40,617	19,993	11,669	2,229	99,593	(1,015)	98,578
営業利益又は営業損失()	1,614	3,102	1,800	205	151	6,873		6,873

なお、当社は、平成20年10月1日付で、ピクチャーとケンウッドの経営統合に伴い、両社の共同持株会社として設立されました。

そのため、前年の第1四半期連結累計期間の連結財務諸表を作成していないことから、前第1四半期連結累計期間の変更後の区分によった場合の「事業の種類別セグメント情報」は記載していません。

2. 各事業区分に属する主要な製品の名称は以下のとおりです。

事業区分	主要製品
カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ、カーAVシステム、カーナビゲーションシステム、光ピックアップ(内販)
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	ビデオカメラ、液晶テレビ、プロジェクター、ピュアオーディオ、セットステレオ、ポータブルオーディオ、AVアクセサリ、光ピックアップ(外販)
業務用システム事業	業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用ビデオ機器、業務用オーディオ機器、業務用ディスプレイ
エンタテインメント事業	オーディオ・ビデオソフトなどの企画・制作・販売、CD、DVD(パッケージソフト)の製造、パッケージソフトなどの物流業務
その他事業	非接触移動体識別システム、気象衛星データ受信システム、他電子機器等、記録メディア、インテリア家具他

3. 会計処理の方法の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、この変更による当第1四半期連結会計期間の各セグメント売上高、営業利益又は営業損失への影響はありません。

(管理楽曲に係る使用許諾契約に基づく収益計上基準の変更)

当社の子会社であるビクターエンタテインメント(株)等における管理楽曲使用許諾に関する売上計上については、従来、使用許諾期間に基づき期間配分する方法を原則としていましたが、当第1四半期連結会計期間より、契約の実質に照らして資産又は権利の販売とみなすべき取引については、使用許諾契約を締結した時点で一括して売上計上する方法に変更しました。この変更は、当期に、音楽著作権等の使用許諾に関する取引の見直しを行い、実質的に資産又は権利の販売とみなすべき取引の収益認識をより実態に合わせて連結財務諸表に反映させるために行ったものです。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、当第1四半期連結会計期間のエンタテインメント事業の売上高は826百万円増加し、営業損失は826百万円減少しています。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	36,063	28,959	21,356	11,714	484	98,578	-	98,578
(2) セグメント間の内部売上高	35,216	45	647	25,546	-	61,455	(61,455)	-
計	71,279	29,004	22,003	37,261	484	160,034	(61,455)	98,578
営業利益又は営業損失()	4,052	290	1,293	262	18	5,881	(992)	6,873

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
- (2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
- (3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
- (4) その他の地域 オーストラリア

3. 所在地別セグメント情報は、当社及び連結子会社の売上高・営業利益等を、当社及び連結子会社が所在する国又は地域ごとに区分し表示したものです。

4. 会計処理の方法の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、この変更による当第1四半期連結会計期間の各セグメント売上高、営業利益又は営業損失への影響はありません。

(管理楽曲に係る使用許諾契約に基づく収益計上基準の変更)

当社の子会社であるビクターエンタテインメント(株)等における管理楽曲使用許諾に関する売上計上については、従来、使用許諾期間に基づき期間配分する方法を原則としていましたが、当第1四半期連結会計期間より、契約の実質に照らして資産又は権利の販売とみなすべき取引については、使用許諾契約を締結した時点で一括して売上計上する方法に変更しました。この変更は、当期に、音楽著作権等の使用許諾に関する取引の見直しを行い、実質的に資産又は権利の販売とみなすべき取引の収益認識をより実態に合わせて連結財務諸表に反映させるために行ったものです。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、当第1四半期連結会計期間の日本の売上高は826百万円増加し、営業損失は826百万円減少しています。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	米州	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高(百万円)	29,525	21,930	12,913	3,018	67,387
・連結売上高(百万円)					98,578
・海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	30.0	22.2	13.1	3.1	68.4

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1)米州 アメリカ、カナダ、パナマ
- (2)欧州 ドイツ、フランス、イギリス
- (3)アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
- (4)その他の地域 オーストラリア、アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高(ただし、連結会社間の内部売上高は除く)を、販売先の国又は地域ごとに区分し表示したものです。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、各事業会社に事業部・事業統括部等を置き、各事業部・事業統括部等は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社グループは、各事業会社の事業部・事業統括部等を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「カーエレクトロニクス事業」、「業務用システム事業」、「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」、及び「エンタテインメント事業」の4つを報告セグメントとしています。

「カーエレクトロニクス事業」は、カーオーディオ、カーAVシステム及びカーナビゲーションシステム等を製造・販売しています。「業務用システム事業」は、業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用ビデオ機器、業務用オーディオ機器及び業務用ディスプレイ等を製造・販売しています。「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」は、ビデオカメラ、液晶テレビ、プロジェクター、オーディオ、AVアクセサリや光ピックアップ等を製造・販売しています。「エンタテインメント事業」は、オーディオ・ビデオソフトなどの企画・製作・販売、CD・DVD（パッケージソフト）の製造、パッケージソフトなどの物流業務等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	カーエ レクトロ ニクス 事業 (百万円)	業務用 システム 事業 (百万円)	ホーム&モ バイルエ レクト ロニクス 事業 (百万円)	エンタ テイ ンメン ト事 業 (百万円)						
売上高										
外部顧客への売上高	28,962	20,343	27,141	10,255	86,703	2,045	88,749	-	88,749	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	940	-	940	-	940	940	-	
計	28,962	20,343	28,082	10,255	87,643	2,045	89,689	940	88,749	
セグメント利益又は 損失()	2,776	714	288	530	2,303	82	2,385	-	2,385	

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、記録メディア事業及びインテリア家具等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比較して著しい変動が認められないため記載を省略しています。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比較して著しい変動が認められないため記載を省略しています。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比較して著しい変動が認められないため記載を省略しています。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比較して著しい変動が認められないため記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 42.16円	1株当たり純資産額 47.45円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	41,549	46,819
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	785	938
(うち新株予約権)	(20)	(20)
(うち少数株主持分)	(764)	(917)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	40,763	45,880
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(千株)	966,879	966,880

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 9.87円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株 式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額() 0.43円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半 期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額等の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失()(百万円)	9,543	418
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	9,543	418
期中平均株式数(千株)	966,885	966,880

(重要な後発事象)

当四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

株式併合について

平成22年6月24日開催の第2回定時株主総会において決議された株式併合について、平成22年8月1日に効力が発生しました。

(1) 株式併合の目的

発行済株式総数の適正化を図るために、当社普通株式の併合を実施したものです。なお、本株式併合にあわせて発行可能株式総数についても本株式併合と同じ割合で減少させるとともに、単元未満株主の買増制度を導入しました。

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
併合比率 10株を1株に併合する
減少株式数

発行済株式総数(平成22年6月30日現在)	1,090,002,015株
併合による減少株式数	981,001,814株
併合後の発行済株式総数	109,000,201株
併合後の発行可能株式総数	400,000,000株

1株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配します。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の開始の日を実施されたと仮定した場合の、1株当たり情報は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 421.60円	1株当たり純資産額 474.52円

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 98.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額() 4.33円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月12日

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野敏幸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦利治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫 延生	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 四半期報告書の訂正報告書の「第5 経理の状況 2. 監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
- 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、当社グループにおいて多額の純損失を計上していること、及び連結子会社において継続して重要な当期純損失を計上していること並びに借入金の財務制限条項に抵触していたことから、当社グループにおいて継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成21年7月10日開催の取締役会決議に基づき、平成21年7月28日、第1回乃至第8回新株予約権の発行及び第三者割当を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

(注) 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野敏幸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦利治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫 延生	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は平成21年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上していること、ピクチャー及びその子会社では平成17年3月期より前連結会計年度まで継続して連結当期純損失を計上していること及び運転資金を含めた資金調達は短期借入金を主体に行っていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

(注)2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。